

八王子市総合教育大綱

素案

令和5年（2023年）2月

八王子市



目次

1	総合教育大綱の趣旨と改定の経過.....	4
2	計画期間.....	6
3	総合教育大綱の位置づけ.....	7
4	八王子市総合教育大綱.....	8
5	八王子市総合教育大綱 体系図.....	9
6	各施策.....	10
7	進行管理.....	20

< 附属資料 >

1	八王子未来デザイン 2040 体系図.....	26
2	各施策における現状・課題.....	28
3	関係法令等.....	38

1 総合教育大綱の趣旨と改定の経過

(1) 総合教育大綱の趣旨

平成 26 年(2014 年)6 月 20 日に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)第 1 条の 3 により、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることと規定されました。

この改正法の制定過程では、国会でさまざまな議論が交わされ、文部科学省から留意点が示されました。

➤ 国会での議論

参議院文教科学委員会での附帯決議として、「教育に関する総合的な施策の大綱がその地域の実情に応じて定められるべきものであることに鑑み、地域、住民の意向が大綱に適切に反映されるように努めること。(抄)」とされました。

➤ 改正法の留意点

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。

大綱は、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。教育の課題が地域によってさまざまであることを踏まえ、地域の実情に応じて策定するものであること。

大綱の対象とする期間は、法律に定めはないが、地方公共団体の長の任期が 4 年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることに鑑み、4 ~ 5 年程度を想定しているものであること。

改正法により平成 27 年（2015 年）4 月から地方公共団体に総合教育会議が設置されることとなり、本市は同年 4 月 22 日に第 1 回総合教育会議を開催しました。その中で市長は、教育行政を総合的に推進するものとして、以下 3 つの視点を重視した、総合教育大綱原案を提案しました。

➤ 3 つの視点

八王子市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の根本となるものであること。

地域住民の意向が反映されているものであること。

国の教育振興基本計画を参酌しているものであること。

市長が提案した原案は、基本構想・基本計画「八王子ビジョン 2022」のうち第 3 編に当たるもので、子育て支援、児童福祉、青少年教育、学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、芸術文化振興に関する施策が盛り込まれており、国の考え方にも沿うものとなっています。このことから、本市では、ビジョンのうち、第 3 編を八王子市の総合教育大綱とすることを、総合教育会議において確認しました。

(2) 改定の経過

➤ 平成 30 年度 (2018 年度) 改定

八王子ビジョン 2022 は策定から 5 年経過した平成 30 年 (2018 年) に、中核市移行により拡大した事務権限とこれまでの施策の取組状況を踏まえて改定を行いました。八王子ビジョン 2022 の改定の経過や理由等から、改定内容をそのまま総合教育大綱へ反映することを平成 30 年度 (2018 年度) 第 1 回総合教育会議において確認しました。

➤ 令和 5 年度 (2023 年) 改定

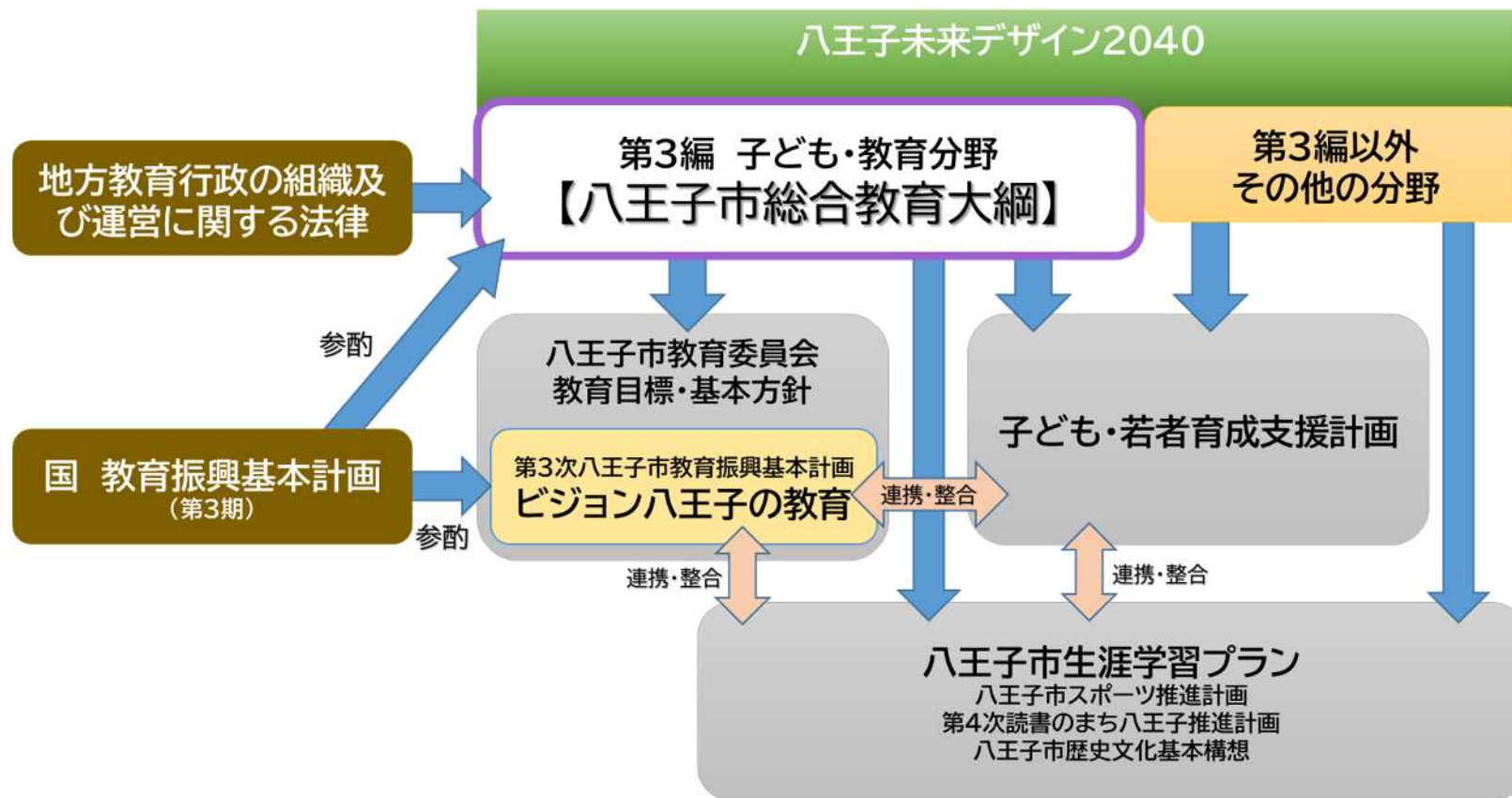
調整中

2 計画期間

「八王子未来デザイン 2040」の計画期間と合わせ、大綱の計画期間は令和 5 年度 (2023 年度) から令和 12 年度 (2030 年度) までの 8 か年とします。

3 総合教育大綱の位置づけ

本市の最上位計画である「八王子未来デザイン 2040」における第3編「生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」をそのまま総合教育大綱（以下「大綱」という。）に反映していることから、本市の教育関連の個別計画の最上位に位置付けます。



4 八王子市総合教育大綱

生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

家庭・地域・学校がともに手を携え、子どもの成長を支えることで、子育て家庭や周囲の人々も生き活きと暮らせるまちづくりをすすめます。学校では、子どもたちが意欲を持って学び、豊かな社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できるよう、学校教育を充実していきます。また、市民の誰もがスポーツや学びを通して豊かなつながりを育ていけるよう、生涯学習を推進していきます。さらに、文化の振興をはかるとともに、次世代へ継承していきます。

全ての子どもが健やかに育つ地域づくり

安心して子どもを生み、育てやすい環境を整え、子どもが心身ともに健やかに成長できる子育て・子育て支援の充実に努めます。

また、子どもが地域の様々な人々とかわることで多様な価値観を学び成長できるよう、地域で子どもを育てる環境づくりをすすめます。

未来をひらく子どもを育てる教育

児童・生徒一人ひとりに向き合った指導により、子どもたちが意欲を持って学び、生き活きと学校生活を送れるよう努めます。

また、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちを育むとともに、学校が持つ教育資源を活用し、地域活動を行うきっかけとなる学校づくりをすすめます。

学びを活かせる生涯学習の推進

誰もが、いつでも、どこでも学べ、学んだ知識や経験を地域で活かし、市民同士がつながりを育むことができる生涯学習環境の充実に努めます。

また、スポーツ・レクリエーションが生活の一部として定着し、市民が生涯を通じて健康で生き活きと暮らせるよう、スポーツ・レクリエーションの場や機会の充実に努めます。

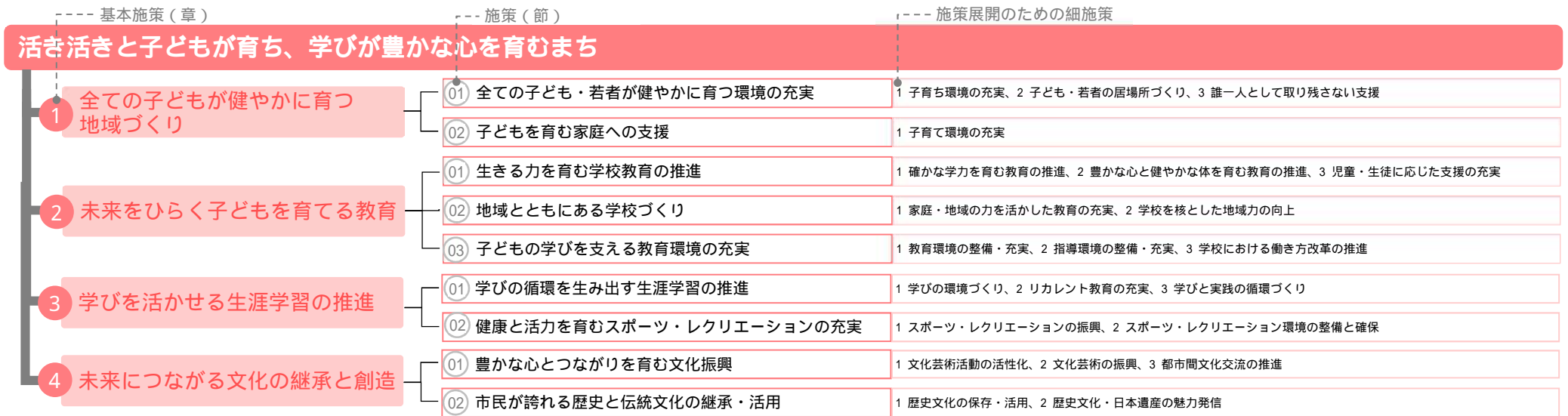
未来につながる文化の継承と創造

市民同士が文化活動の輪を広げ、新たな文化を育ていけるよう、市民文化の振興をはかります。

また、誰もが八王子に誇りと愛着を感じられるよう、伝統文化にふれる機会の充実に努め、市民とともに歴史と伝統文化を次世代へ継承していきます。

さらに、市民が多様な国と地域の文化を理解し、新たな交流につなげていく文化交流を推進していきます。

5 八王子市総合教育大綱 体系図



6 各施策

1-01 全ての子ども・若者が健やかに育つ環境の充実

2030年度に向けた施策の展開（細施策）

1 子育て環境の充実

- 子どもの権利を大切にすまちづくり
- 幼児教育・保育の質の向上
- 切れ目のない支援に向けた保・幼・小連携の推進
- 青少年の健全育成に向けた支援と子どもの非行防止の推進
- 子どもが犯罪に巻き込まれないための対策強化
- 子どもの体験活動の充実

3 誰一人として取り残さない支援

- 被虐待児への対応、児童虐待防止を支えるネットワークの充実と人材育成
- 発達が気になる子どもや医療的ケアが必要な子どもへの支援
- ひきこもりや就労などの悩みに対する青少年・若者への社会的自立支援
- 子どもの貧困対策の推進
- ひとり親家庭の生活基盤の安定や子どもの成長を支える総合的な支援

2 子ども・若者の居場所づくり

- 子ども・若者への支援や相談の充実
- 若者が集い、地域とつながる交流機会や若者の声を活かす場の充実
- 子どもの安全・安心な放課後の居場所の確保
- 子ども食堂等の活動団体との連携強化

《関連する個別計画等》地域福祉計画、子ども・若者育成支援計画、障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画、教育振興基本計画、生涯学習プラン など

1-02 子どもを育む家庭への支援

2030年度に向けた施策の展開（細施策）

1 子育て環境の充実

- 八王子版ネウボラの充実
- 子育てと仕事が両立できる環境づくり
- 子どもと親の成長を支える相談・情報提供の充実
- 気軽に子育て相談や親子の交流ができる子育てひろばの充実
- 市民ニーズを踏まえた多様な教育・保育機会の提供
- 子育てを応援する地域活動への支援

《関連する個別計画等》地域福祉計画、子ども・若者育成支援計画、男女が共に生きるまち八王子プラン など

2-01 生きる力を育む学校教育の推進

2030年度に向けた施策の展開（細施策）

1 確かな学力を育む教育の推進

- 基本的な学習内容の定着や自ら考え判断し行動できる教育の推進
- 小中一貫教育・義務教育学校の推進と成果の検証
- 児童・生徒一人ひとりの関心やつまづきに応じた学習指導の充実
- 切れ目のない支援に向けた保・幼・小連携の推進

2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- 保護者や地域とともに児童・生徒の豊かな心を育む道徳教育の充実
- 拠点校方式や合同部活動方式による広域部活動と部活動の地域移行の実施
- 日本遺産を活用した郷土学習の充実
- 生涯にわたる健全な心身と豊かな人間性を育む食育の推進
- 問題解決能力を伸長させるための体験活動の機会拡充
- 地域の企業等との連携による地域に根ざした学習の充実
- 児童・生徒の自己肯定感の醸成に向けた多様な価値観に基づく進路選択の推進

3 児童・生徒に応じた支援の充実

- 児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の推進・充実
- 不登校や心の問題など学校だけでは対応が困難な課題の解決に向けた、関係機関が連携した専門的な相談体制による登校支援の充実
- 未然防止や早期発見・対応、重大事態への対応などいじめ対策の強化
- 特別な支援が必要な児童・生徒に対する適正な就学環境の提供
- 特別支援教育に関する理解促進と教員の専門性の向上
- オンラインを活用した学校と家庭との情報共有や相談体制の強化

《関連する個別計画等》教育振興基本計画、小中一貫教育に関する基本方針、教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針、特別支援教育推進計画 など

2-02 地域とともにある学校づくり

2030年度に向けた施策の展開（細施策）

1 家庭・地域の力を活かした教育の充実

- 地域運営学校と地域学校協働活動の連携・協働による教育活動の推進
- 保護者や地域と連携した子どもたちの見守り強化
- 部活動の地域移行推進

2 学校を核とした地域力の向上

- 地域学校協働活動の推進による地域活性化
- 学校を核とした子どもたちを育てる仕組みの構築
- 世代を超えた交流による地域活動のきっかけづくり
- 地域との連携による防災教育の推進

《関連する個別計画等》教育振興基本計画、教育委員会指針「みんなが集う学校の未来」 など

2-03 子どもの学びを支える教育環境の充実

2030年度に向けた施策の展開（細施策）

1 教育環境の整備・充実

- 学校再編による学校規模の適正化や学校施設の老朽化対策の推進
- 学校施設の計画的な改修の実施
- 八王子市版GIGAスクール構想^{*}で導入したデジタル環境の活用推進
- 学習支援システムの活用による協働学習・個別学習の充実

2 指導環境の整備・充実

- 本市の特色を活かした研修による教員の指導力向上
- デジタル技術の活用による指導力の向上
- 教員（教職員）の安全衛生体制の整備

3 学校における働き方改革の推進

- 児童・生徒一人ひとりに向き合う時間を確保するための仕組みづくり
- デジタル技術の活用による校務の効率化
- 指導環境充実に向けた部活動の地域移行

《関連する個別計画等》教育振興基本計画、八王子市版GIGAスクール構想、教員育成研修基本方針 など

3-01 学びの循環を生み出す生涯学習の推進

2030年度に向けた施策の展開（細施策）

1 学びの環境づくり

- 企業・大学などの多様な主体との連携やデジタル技術の活用による生涯学習の充実
- 市民ニーズへの対応とデジタル技術の活用による多様な読書環境の充実
- こども科学館における学びの機会の提供と科学に関する情報発信

2 リカレント教育の充実

- 社会人が学びたいときに学べる学習環境の充実
- 「学び直し」の機運醸成と情報発信
- 図書館を拠点とした市民の情報アクセスの向上

3 学びと実践の循環づくり

- 学習した成果を地域活動に活かすための仕組みづくり
- 学びを社会課題や地域課題の解決につなげる環境の整備
- 部活動の地域移行による生涯学習や生涯スポーツの活性化

《関連する個別計画等》教育振興基本計画、生涯学習プラン、読書のまち八王子推進計画 など

3-02 健康と活力を育むスポーツ・レクリエーションの充実

2030年度に向けた施策の展開（細施策）

1 スポーツ・レクリエーションの振興

- スポーツを「する」「みる」「支える」ための環境づくり
- パラスポーツやユニバーサルなスポーツ、次世代のスポーツの振興
- スポーツを通じた健康づくり
- 企業・大学などとの連携による地域のスポーツ振興
- デジタル技術を活用したスポーツの振興

2 スポーツ・レクリエーション環境の整備と確保

- スポーツを支える施設の確保・充実と計画的な維持管理
- 小・中学校の施設開放と企業・大学などとの連携によるスポーツ施設の活用
- デジタル技術の活用による既存施設の有効活用とスポーツ実施率の向上

《関連する個別計画等》教育振興基本計画、生涯学習プラン、スポーツ推進計画 など

4-01 豊かな心とつながりを育む文化振興

2030年度に向けた施策の展開（細施策）

1 文化芸術活動の活性化

- 文化芸術の担い手育成
- 文化芸術活動を通じた地域活性化につながる活動支援
- 社会情勢や市民ニーズに合わせた文化施設の運営

2 文化芸術の振興

- 新たな手段による八王子の文化芸術に関する情報発信
- 地域資源を活用したイベントの開催

3 都市間文化交流の推進

- 姉妹都市・海外友好交流都市の特色を活かした交流の推進
- NPO・企業・大学などが行う自主的な都市間文化交流の促進

《関連する個別計画等》文化芸術ビジョン、多文化共生推進プラン など

4 -02 市民が誇れる歴史と伝統文化の継承・活用

2030年度に向けた施策の展開（細施策）

1 歴史文化の保存・活用

- 「文化財保存活用地域計画」に基づいた文化財の保存と活用
- 文化財の価値や現況把握のための調査・研究
- 八王子城跡の調査・研究と史跡の適正な維持管理・整備
- 出土遺物や調査成果のデジタル化と効果的な活用推進
- 文化財の保存・継承の支援
- 効果的な魅力発信と多様な活用

2 歴史文化・日本遺産の魅力発信

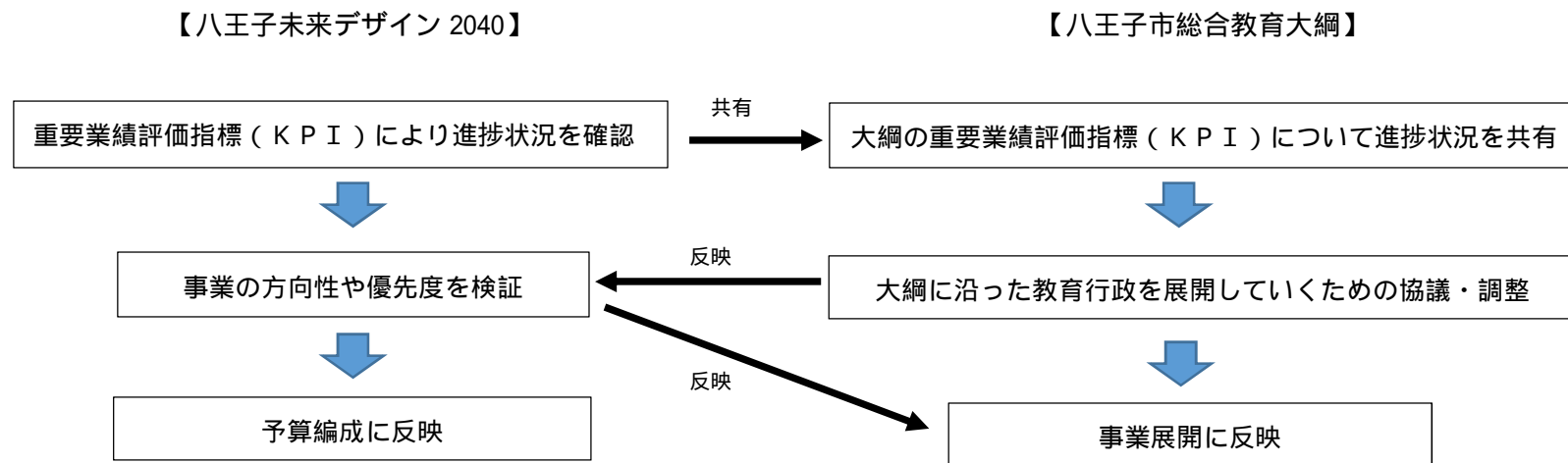
- 歴史・郷土ミュージアムの整備・運営と機能の充実
- 日本遺産認定ストーリーや構成文化財の魅力を伝える情報発信
- 文化資源の文化観光・産業観光への活用

《関連する個別計画等》文化財保存活用地域計画、文化芸術ビジョン など

7 進行管理

「八王子未来デザイン 2040」第3編の細施策に設定した重要業績評価指標（KPI）を大綱の指標とします。「八王子未来デザイン 2040」の進行管理において確認した重要業績評価指標（KPI）の進捗状況を、大綱の重要業績評価指標（KPI）として共有し、総合教育会議において大綱に沿った教育行政を展開していくための協議・調整を行うことで、事業展開に反映します。

【指標】 「八王子未来デザイン 2040」第3編の細施策に設定した重要業績評価指標（KPI） = 大綱の重要業績評価指標（KPI）



指標一覧

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値 （2030年度）	関連付ける細施策	掲載 ページ
子どもの意見表明の機会提供に関する事業にかかわった子どもの人数	50人 （2021年度）	400人	子育て環境の充実	11
子育てを支える環境が整っていると 感じている子育て世帯の割合	54.3% （2022年度）	70%	子育て環境の充実 誰一人として取り残さない支援 子育て環境の充実	11 11 12
地域に居場所があると感じている子 ども・若者の割合	子ども 88.5% 若者 64.7% （2022年度）	子ども 90% 若者 75%	子ども・若者の居場所づくり	11
子ども食堂や学習支援団体など、八 王子市地域子ども支援事業の登録団 体がある中学校区数	20校区 （2021年度）	全37校区	子ども・若者の居場所づくり	11
相談できる大人が1人以上いると回 答した児童・生徒の割合	小学生 98.3% 中学生 96.8% （2021年度）	小学生 100% 中学生 100%	子ども・若者の居場所づくり 誰一人として取り残さない支援 児童・生徒に応じた支援の充実	11 11 13

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値 （2030年度）	関連付ける細施策	掲載 ページ
子どもたちが地域の人に見守られながら成長していると感じている市民の割合	44.7% （2022年度）	60%	子ども・若者の居場所づくり 子育て環境の充実 家庭・地域の力を活かした教育の充実	11 12 14
いつでも相談できる人・場がある子育て世帯の割合	78.7% （2022年度）	85%	子育て環境の充実	12
習得目標問題の定着率	—	小学生 100% 中学生 100%	確かな学力を育む教育の推進	13
主体的に学習や授業に臨んでいる児童・生徒の割合	小学生 81.8% 中学生 79.1% （2022年度）	小学生 100% 中学生 100%	豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	13
朝食を毎日食べている児童・生徒の割合	小学生 85.0% 中学生 82.9% （2021年度）	小学生 100% 中学生 100%	豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	13
給食への八王子産野菜の使用率	30.2% （2021年度）	30%以上	豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	13

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値 （2030年度）	関連付ける細施策	掲載 ページ
災害に備えている市民の割合	食料の備蓄 44.4% 飲料水の備蓄 45.1% 避難場所共有 58.6% 安否確認共有 50.6% （2022年度）	食料の備蓄 70% 飲料水の備蓄 70% 避難場所共有 70% 安否確認共有 70%	豊かな心と健やかな体を育む教育の 推進	13
自分という存在を大切に思っている 児童・生徒の割合	小学4年生 86.0% 中学1年生 81.3% （2021年度）	小学5年生 100% 中学1年生 100%	児童・生徒に応じた支援の充実 教育環境の整備・充実	13 15
学校と地域が連携して行う取組数	38,149件 （2021年度）	62,700件	家庭・地域の力を活かした教育の充実 学校を核とした地域力の向上	14 14
地域と連携して防災訓練を行う学校 数	37校 （2021年度）	全107校	学校を核とした地域力の向上	14
市が支援している多子世帯の割合	—	100%	教育環境の整備・充実	15
生涯学習活動をしている市民の割合	55.0% （2022年度）	80%	学びの環境づくり リカレント教育の充実	16 16

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値 （2030年度）	関連付ける細施策	掲載 ページ
生涯学習活動の成果を地域活動に活かしている市民の割合	6.3% （2022年度）	40%	学びの環境づくり 学びと実践の循環づくり	16 16
産産・産学連携による共同研究開発数	—	109件（累計）	学びの環境づくり	16
週1回以上運動している市民の割合	65.9% （2022年度）	75%	スポーツ・レクリエーションの振興 スポーツ・レクリエーション環境の整備と確保	17 17
八王子の文化芸術に触れる機会がある市民の割合	15.3% （2022年度）	35%	文化芸術の振興	18
1年間のうちに伝統行事に参加したことがある市民の割合	22.3% （2022年度）	50%	歴史文化・日本遺産の魅力発信	19

< 附属資料 >

1 八王子未来デザイン2040 体系図



各論体系図

基本構想の6つの都市像実現のため、37の施策を定め、体系化しています。



3 学びを活かせる生涯学習の推進	①	**** 18 学びの循環を生み出す生涯学習の推進	1 学びの環境づくり 2 リカレント教育の充実 3 学びと実践の循環づくり
	②	**** 19 博覧と活力を育むスポーツ・レクリエーションの充実	1 スポーツ・レクリエーションの振興 2 スポーツ・レクリエーション環境の整備と確保
4 未来につながる文化の継承と創造	①	**** 20 豊かな心とつながりを育む文化振興	1 文化芸術活動の活性化 2 文化芸術の振興 3 都市間文化交流の推進
	②	**** 21 市民が誇れる歴史と伝統文化の継承・活用	1 歴史文化の保存・活用 2 歴史文化・日本遺産の魅力発信

4. 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

1 自然と共生し地域の多様性を活かしたまちづくり	①	**** 22 魅力ある持続可能なまちづくり	1 計画的なまちづくり 2 地域拠点の形成 3 主要駅周辺の拠点・周辺空間の形成 4 都市景観の形成
	②	**** 23 人と自然にやさしいまちづくり	1 ユニバーサルデザインのまちづくり 2 都市緑化の推進 3 住宅・住環境の整備 4 公園・緑地の整備と維持管理
2 地域力を活かした安全で安心なまちづくり	①	**** 24 強さとしなやかさを持ったまちづくり	1 防災・減災機能の強化 2 災害予防・対策の強化 3 災害情報収集・伝達の強化 4 復旧・復興体制の整備
	②	**** 25 安全で安心な暮らしを守る体制・対策の強化	1 生活安全対策の充実 2 連携体制の強化 3 地域防犯力の強化
3 快適で人にやさしい交通環境づくり	①	**** 26 安全で円滑な交通環境の構築	1 交通結節点の整備 2 道路交通網の整備 3 道路・橋りょうの維持管理
	②	**** 27 快適に移動できる公共交通基盤の形成	1 地域公共交通の確保 2 多様な移動手段の確保 3 交通安全教育の推進

5. 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

1 地域経済を支える産業の振興	①	**** 28 八王子を支える地域産業の基盤強化	1 中小企業の経営力強化 2 産業連携の推進
	②	**** 29 人材が活躍できる働く環境の整備	1 多様な働き方の推進 2 働く機会の創出 3 産業人材の育成
2 まちの活力を創出する産業	①	**** 30 地域活性化に向けた産業イノベーションの創出	1 共創による新たなビジネスの創出 2 イノベーション拠点の形成 3 企業立地の促進 4 成長産業の創出 5 地域・社会課題解決型ビジネスの創出
3 まちの魅力を向上させる産業	①	**** 31 にぎわいを創出する産業の振興	1 中心市街地の活性化の推進 2 商業の振興 3 観光地づくりの推進 4 MICE誘致の強化
	②	**** 32 農林業と都市の共生	1 農業の振興 2 林業の再興

6. 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

1 一人ひとりが考え、ともに守る環境	①	**** 33 環境を守り育む人づくり	1 環境教育・環境学習の推進 2 環境人材・ネットワークづくり
2 環境負荷の少ないまちづくり	①	**** 34 オール八王子で取り組む脱炭素に向けたまちづくり	1 CO ₂ 排出量の削減 2 再生可能エネルギーの普及促進
	②	**** 35 地球にやさしい循環型社会の形成	1 ごみの発生抑制・資源化 2 廃棄物処理の最適化
3 自然と共生した安全で快適な環境	①	**** 36 未来に潤いをもたらすみどりと生物多様性の保全	1 みどりの保全・活用 2 水辺空間づくり 3 生物多様性の保全
	②	**** 37 安全で良好な生活環境の確保	1 水循環の再生と水質保全 2 生活環境の保全

2 各施策における現状・課題

1-01 全ての子ども・若者が健やかに育つ環境の充実

- 子ども・若者にとって魅力あるまちづくりを行うとともに、自己有用感と生きる力を育むため、子ども・若者のまちづくりへの参画を支援することが必要です。
- 子ども・若者が孤立し、悩みを一人で抱えてしまうことのないよう、相談しやすい支援体制が必要です。
- 子どものインターネット利用の低年齢化がすすんでおり、安全かつ安心してインターネットを利用できる環境整備が求められています。
- 乳幼児期における教育・保育は、身体育成や人格形成にとって極めて大切です。そのため、幼稚園や保育園などの様々な施設において提供される教育・保育のより一層の充実が必要です。
- 乳幼児期の子どもの成長や学びが、小学校でも活かされ、更なる育ちにつなげていけるよう、幼稚園・保育園や学童保育所、小学校などが連携し、子どもの成長を見通した取組が必要です。
- 「こども基本法」が制定され、子どもの権利を尊重した施策が求められています。
- 家庭環境などにより、子どもの体験活動の格差が生じているため、地域資源を活かした多様な学びの機会を提供することが必要です。
- 子どもが地域の人々とかかわる機会は減少しており、地域の人々に見守られながら活動できる環境が必要です。
- 核家族化の進行や共働き家庭の増加で家庭に大人が不在となる時間が増加していることから、安全・安心な子どもの居場所が求められています。
- 若者同士・若者と地域をつなぐ交流や活動の場が求められています。
- 子どもや若者が抱える様々な課題が深刻化・複雑化しています。乳幼児期から若者まで、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援が必要です。
- 仕事や家事、子育てを一人で行うひとり親家庭の生活の安定をはかるため、養育費等の確保や親への就労支援、子どもへの学習支援の充実が必要です。
- 児童虐待の通報件数は増加傾向にあります。児童虐待の予防や早期発見、支援機関との連携と体制強化が必要です。
- 子どもの貧困については、社会情勢の影響を把握し、引き続き対策を充実することが必要です。

1-02 子どもを育む家庭への支援

- 就労形態の多様化や核家族化など社会環境が変化している中で、子どもを望む人にとって生み育てづらい状況が生じ、少子化がすすんでいます。
- 育児不安や困難な事情を抱える妊産婦の割合が増えており、児童虐待の発生予防や子どもの健全な発育・発達支援をはかることが必要です。
- 父親の子育てへの参加が増えつつあります。家族皆で子育てを楽しめるよう、仕事と生活の調和をすすめるための社会的な支援が求められています。
- 保育ニーズの多様化や核家族化の進行、共働き家庭の増加により保育を必要とする子どもが増加しています。そのため、一時保育・障害児保育など保育サービスの拡充や待機児童の解消が必要です。
- 地域のつながりの希薄化により、身近に相談できる人や機会が少なくなり、子育てに孤立感や不安感を持つ家庭が多くなっています。
- 地域で子育てを支えあう仕組みとしてファミリー・サポート・センターがあります。このような人とひとをつなぎ、地域で支えあう仕組みの充実が必要です。
- 子育てに関する様々な団体が活動しています。それぞれが連携し、子どもの健やかな成長を支えるためのネットワーク化を更にすすめていくことが必要です。
- 核家族化や少子化により、子育ての悩みを気軽に相談できる場や機会が減少しており、子育てひろばなど身近な場所での相談・居場所の充実が求められています。

2-01 生きる力を育む学校教育の推進

- 義務教育終了段階における基礎的・基本的な学力の定着と保障が課題となっています。
- 児童・生徒の発達段階に応じたきめ細かい指導ができるよう、義務教育9年間を通した小中一貫教育をすすめています。
- 子どもの体力向上のために、学校では児童・生徒の実態に応じた取組を行っています。
- アシスタントティーチャーの活用や放課後等の補習を実施し、児童・生徒の習熟度に合わせた個別学習の充実をはかっています。
- 乳幼児期の子どもの成長や学びが、小学校でも活かされ、更なる育ちにつなげていけるよう、幼稚園・保育園や学童保育所、小学校などが連携した子どもの成長を見通した取組が必要です。
- 児童・生徒が豊かな人間性や社会性を身に付けていくためには、規範意識や社会貢献の精神、美しいものや自然に感動する感性を育むことが必要です。
- 自らの健康につながる望ましい食生活を実践する力や「生きる力」を支える健康な体を育むため、学校給食を生きた教材として活用した、食育の一層の充実が必要です。
- 児童・生徒の多様な体験活動の機会を充実し、一人ひとりが自らの課題を乗り越え、他者と協働してより良く生きる力を育てることが必要です。
- 児童・生徒の誰もが意欲を持って学べるよう、一人ひとりに応じた指導や継続的な対応が必要です。
- 来日して間もない帰国・外国籍で、日本語の理解が十分でない児童・生徒が、学校における日常生活や学習活動を円滑に送れるよう、転入学初期の日本語指導の充実が必要です。
- 特別支援教育へのニーズは依然として高く、より効果的に指導を行えるよう、小学校・中学校ともに特別支援学級の適正な配置をすすめることが必要です。
- 未来を担う児童・生徒が、健やかに成長できる環境づくりをすすめるため、いじめ重大事態に適切に対応するための取組の推進が必要です。

2-02 地域とともにある学校づくり

- 全市立小・中学校が地域運営学校として学校運営を行い、保護者・地域住民による地域ぐるみの子育てをすすめています。
- NPO・企業・大学などの持つ専門性や人材を児童・生徒の教育に活かしていくことが必要です。
- 学校が抱える課題が多様化・複合化しており、学校や行政だけでなく、地域で児童・生徒の健やかな成長を支えていくことが必要です。
- 地域コミュニティが重要視される中で、学校には地域力向上のための役割が求められています。
- 少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化、地域格差・経済格差の進行、共働き世帯の増加等により、子どもを取り巻く地域力が低下しています。
- 地域の将来を担う子どもを育成するとともに、地域力の強化をはかるため、地域住民等の参画による学校を核とした人づくり・地域づくりを実施することが必要です。

2-03 子どもの学びを支える教育環境の充実

- 児童・生徒数の減少による小規模化や施設の老朽化がすすんでいる学校があることから、児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保することが必要です。
- 学校施設は安心して学び、生活をする場であるため、計画的な改修が必要です。
- 児童・生徒の効果的な学習のため、整備したデジタル環境の更なる活用が必要です。
- 本市の特色を活かした教員研修を実施し、教員の資質・能力の向上をすすめています。
- 授業における効果的なデジタル技術活用のための支援が必要です。
- 学校の快適な職場環境を実現し、教職員の安全と健康を確保することが必要です。
- 教員が様々な学校内事務に携わっているため、教材研究や児童・生徒一人ひとりに向き合うための十分な時間の確保が難しい状況にあります。
- 教員の役割分担の見直しやデジタル化の推進による業務の効率化が必要です。
- 部活動は、競技経験のない教員が顧問となったり、休日も携わる必要があるなど、教員にとって大きな業務負担になっています。

3-01 学びの循環を生み出す生涯学習の推進

- 生涯学習講座の実施や「八王子学園都市大学（いちょう塾）」の開講により、市民の生涯学習活動を支援しており、また、企業や大学、NPO、サークルなど多様な主体が市民に学習機会を提供し、交流が行われています。
- こども科学館は、子どもをはじめとする全世代を対象とし、様々な科学に関する学習機会を提供していくことが必要です。
- 電子書籍の充実など、図書館サービスを受けられる場所や形態を拡張し、身近な読書環境の整備をすすめています。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、「新しい生活様式」が定着する中、図書館は、身近な読書環境の整備だけでなく、生涯学習や地域の情報拠点として市民の生活に寄り添ったサービスの展開が必要です。
- 人生100年時代や多様な働き方を見据え、学び直す（リカレント）環境の整備が必要です。
- 持続可能な社会の実現のために、一人ひとりの学びの成果が地域で活かされ、新たな人の交流や地域のつながりが生まれ、更に新たな学びをもたらすという「学びの循環」を作り出していくことが必要です。

3-02 健康と活力を育むスポーツ・レクリエーションの充実

- 多くの市民が多様なスポーツにふれ、参加できる機会を創出するなど、スポーツを推進していく必要があります。
- 誰もが、気軽に身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりが必要です。
- 市内スポーツ施設の利用者が施設を安全に安心して利用できるように、計画的な改修が必要です。
- 市民に身近なスポーツ・レクリエーションの場として、市立小・中学校の学校施設をはじめ、施設の一般開放を行っています。
- 多様なスポーツニーズに対応するため、大学等や企業が所有するスポーツ施設の活用が求められています。

4-01 豊かな心とつながりを育む文化振興

- 心の豊かさや潤いをもたらし、人と人を結び付け、まちの魅力を高めるものとして、文化芸術への関心が高まっています。
- 「文化芸術振興条例」を施行し、多彩な地域性を活かして、文化芸術を更に発展させるための様々な施策を推進しています。
- 新型コロナウイルス感染症を受けた文化施設に求められる役割や機能の変化を踏まえ、ポストコロナ時代を見据えた対応が必要です。
- 子どもたちの豊かな創造性・社会性を育むとともに、文化芸術の継承に向けて、未来の担い手となる子どもたちが文化芸術活動に参加する機会を提供しています。
- 市民の暮らしの中にある文化芸術や先人から受け継がれてきた伝統文化などを対象とした、市民が主役となる文化芸術振興の取組を地域特性に合わせて展開していくことが必要です。
- 姉妹都市や海外友好交流都市のほか、市民や企業の間で多様な交流が行われています。
- ポストコロナ時代においても継続して交流を深めるためには、新しい交流スタイルの実現が必要です。
- より多くの市民が友好都市の歴史や文化への理解を深めるためには、更なる周知や情報発信が必要です。
- 苫小牧市や日光市に加え、北条氏の縁から小田原市、寄居町と姉妹都市の盟約を締結しています。八王子千人同心のつながりのある北海道白糠町も含め、多様な文化交流を行っています。
- 中国・泰安(たいあん)市、台湾・高雄(たかお)市、韓国・始興(しふん)市、ドイツ・ヴリーツェン市と友好交流協定を締結し、各都市との交流をすすめています。

4-02 市民が誇れる歴史と伝統文化の継承・活用

- 八王子の歴史文化を守り、未来へ継承していくため、「文化財保存活用地域計画」を作成しました。
- 八王子車人形をはじめとする本市の伝統芸能や八王子まつりを象徴する山車（だし）など、八王子の豊かな文化財について、その保存・活用を通じて、次世代へ確実に継承するとともに、本市の魅力向上や郷土への愛着の醸成につなげていくことが必要です。
- 少子高齢化による担い手不足や価値の認識不足等から文化財が毀損・滅失することを防ぐため、文化財の所在や価値、現況を把握するための調査・研究やこれまでの調査・研究成果の整理が必要です。
- 新たに本市に居住した方や学生に対して本市の歴史や文化・伝統芸能にふれる機会などを増やし、関心を高めていくことが必要です。
- 歴史・郷土ミュージアムの整備をすすめ、文化財を適正に管理、継承するとともに、調査・研究の充実が必要です。
- 市制100周年記念事業として、「新八王子市史」を編さんしました。今後は、市史編さんの成果を活かして、本市の歴史・文化を広く市民に伝えるための取組が必要です。
- 歴史や魅力を分かりやすく伝えるため、八王子城跡では、ガイドボランティアの案内により来訪者への関心を高めています。
- 日本遺産を、教育・文化・産業・観光・地域活動など様々な分野で広く活用してもらえよう、情報発信や普及・啓発を充実させることが必要です。
- 日本遺産のストーリーや八王子の歴史文化の魅力を発信することが必要です。

3 関連法令等

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(略)

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(略)

(2) 八王子市総合教育会議運営要綱(抜粋)

(目的)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)第1条の4に基づき設置する、八王子市総合教育会議(以下「会議」という。)の円滑な運営に必要な事項を定める。

八王子市総合教育大綱（素案）

令和5年（2023年）2月

発行 八王子市

編集 八王子市総合経営部経営計画課

所在地 〒192 - 8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042 - 626 - 3111（代表）

042 - 620 - 7200（直通）

FAX 042 - 627 - 5939